

公立大学法人滋賀県立大学の監事の職務および権限について

1 法改正前の状況

地方独立行政法人法（以下、「地独法」という。）における監事については、これまでから、会社法における監査役、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）における監事と同じく業務監査全般を行うこととされていたが、他法令と異なり、監査報告を作成することおよび監事による業務監査を実効化させるための調査権限等については、具体的に定めた規定はなかった。

業務監査の意義：役員の職務の執行全般を監査すること

◎具体的には、役員の業務執行に係る意思決定過程や実際の職務執行状況に関して、法令・定款違反がないか（適法性の監査）、法人のために忠実に職務を遂行しているか、等について、役員会等の法人の意思決定の場に出席し必要に応じて意見を述べることなどにより、指導・監督等を行う。

2 法改正、定款変更の趣旨

そのため、これまでから内部規定に基づき調査等が行われてはいたが、地方独立行政法人のガバナンス強化の観点から地独法が改正され、監事の役割を充分に機能させ、その職務を適切・効果的に果たすことができるよう、監査報告の作成に加えて、報告徵取や調査に係る権限等を他の法令同様に明文化することとされた。これに伴い、公立大学法人滋賀県立大学の最上位の規範である定款にも明記することとしたところ。

(法令区分)	業務監査に関する規定	調査権限に関する規定	書類調査に関する規定
会社法における監査役	○ (第381条第1項)	○ (第381条第2項)	○ (第384条)
法人法における監事	○ (第99条第1項)	○ (第99条第2項)	○ (第102条)
地独法における監事	○ (第13条第4項) ※監査報告の作成を追加	✗ ⇒ ○ (第13条第5項を追加)	✗ ⇒ ○ (第13条第6項を追加)
公立大学法人 滋賀県立大学定款	○ (第9条第6項) ※監査報告の作成を追加	✗ ⇒ ○ (第9条第7項を追加)	✗ ⇒ ○ (第9条第8項を追加)

<参考条文>

会社法

(監査役の権限)

第381条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(株主総会に対する報告義務)

第384条 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(監事の権限)

第99条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(社員総会に対する報告義務)

第102条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

地方独立行政法人法（改正後）

（役員の職務及び権限）

第13条 1～3 （略）

- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - 二 その他設立団体の規則で定める書類
- 7～8 （子法人に対する調査） 略
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

県立大学定款（改正後）

（職務および権限）

第9条 1～5 略

- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、滋賀県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）および職員に対して事務および事業の報告を求め、または法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を滋賀県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他滋賀県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または知事に意見を提出することができる。